

注：本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

IFRS in Focus

IASB が公開草案「IFRS の年次改善 2014-2016 年サイクル」を公表

目次

- ・なぜ本修正が提案されたか？
- ・本修正によって提案された変更は何か？
- ・本修正はいつ適用されるのか？

本 IFRS in Focus は、一般のコメントを募集するために 2015 年 11 月に IASB によって公表された最新の公開草案 ED/2015/10「IFRS の年次改善 2014-2016 年サイクル」(以下、「本公開草案」とする)を要約したものである。

要点

- 本公開草案は、次の基準書に対する修正を提案している。
 - IFRS 第 1 号「国際財務報告基準の初度適用」
 - IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」
 - IAS 第 28 号「関連会社および共同支配企業に対する投資」
- IASB は提案された修正の発効日は提案していない。しかし、早期適用が認められることは提案されている。
- 本提案に対するコメントは、2016 年 2 月 17 日まで募集されている。

なぜ本修正が提案されたか？

年次改善プロセスは、IASB に、想定外の結果、矛盾、または見落としに対処して、必要性はあるが緊急でない IFRSs の修正を行う能力を与えるものである。複数の提案を単一の公開草案として公表することは、基準設定プロセスの効率化を意図したものであり、IASB および利害関係者の双方に便益を与えるものである。本公開草案は、IASB の年次改善プロセスの規準を満たす 3 つの IFRSs に対する修正を提案している。

詳細は下記Webサイト参照

www.iasplus.com

www.deloitte.com

www.deloitte.com/jp/ifrs

本修正によって提案された変更は何か？

IFRS	トピック	修正案
IFRS 第 1 号 「国際財務報告基準の初度適用」	初度適用企業のための短期的な免除の削除	<p>修正案は、IFRS 第 1 号 E3 項から E7 項の短期的な免除を、これらの免除によって適用されていた救済措置が、既に終了した報告期間に関連しており、意図した目的を果たしたために、削除するものである。</p> <p>これらのパラグラフで規定される免除は、以下について、既存の IFRS 適用企業と同様の移行時の救済措置を、初度適用企業に認めていた。</p> <ul style="list-style-type: none">● IFRS 第 7 号の修正の結果として要求される金融商品に関する開示の比較情報を提供すること。● 確定給付制度債務の数理計算上の仮定についての感応度分析に関して IAS 第 19 号によって要求される開示の比較情報を提供すること。● IFRS 第 10 号、IFRS 第 12 号、および IAS 第 27 号の投資企業に関する要求事項の遡及適用。 <p>IASB はまた、企業が投資企業なのかどうかを、IFRS 移行日現在の事実および状況にもとづいて評価するとする IFRS 第 1 号 E6 項の要求事項を、遡及的な評価を要求する場合と同じ結果をもたらすという理由で、削除することを提案している。</p>
IFRS 第 12 号 「他の企業への関与の開示」	開示要求の範囲の明確化	<p>修正案は、IFRS 第 12 号の開示要求は、B10 項から B16 項の開示要求を除き、IFRS 第 5 号「売却目的で保有する非流動資産および非継続企業」に従って、売却目的保有、所有者への分配のための保有、または非継続事業に分類される持分に適用されることを明示することで、IFRS 第 12 号の範囲を明確化する。</p> <p>本修正は、IFRS 第 5 号と IFRS 第 12 号との間で、開示要求の相互関連性に混乱が生じているために提案されたものである。</p>
IAS 第 28 号 「関連会社および共同支配企業に対する投資」	投資先の投資ごとのベース (investment-by-investment basis) による純損益を通じた公正価値での測定	<p>修正案は、ベンチャー・キャピタル組織、または他の適格企業 (例えば、ミューチュアル・ファンド、ユニット・トラストおよび類似の企業) が、関連会社および共同支配企業に対する投資を、(持分法を適用せずに) 純損益を通じて公正価値で測定する選択は、投資ごとのベース (investment-by-investment basis) で、当初認識時に行うことを明確化するものである。</p> <p>本修正は、過去と現在の IAS 第 28 号における文言の違いが、意図しない曖昧さを生じさせていることに対処するものである。</p> <p>投資企業である関連会社または共同支配企業を有する、投資企業でない企業に認められる、持分法適用時における、投資企業である関連会社または共同支配企業によって使用された公正価値測定の維持の選択についても、同様の明確化が提案されている。本修正は、当該選択もまた投資ごとのベース (investment-by-investment basis) で利用可能であり、選択は i) 投資企業である関連会社または共同支配企業の当初認識、ii) 関連会社または共同支配企業が投資企業となる時点、または iii) 投資企業である関連会社または共同支配企業が最初に親会社となる時点のいずれか遅いほうで行われることの明確化を提案するものである。</p>

本修正はいつ適用されるのか？

本公開草案は修正の発効日を特定していないが、最終化された場合に、早期適用が認められることは提案している。

コメント期限は 2016 年 2 月 17 日に終了し、IASB は、本公開草案について受領したコメントを検討後に発効日を決定する予定である。

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,500 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 220,000 名を超える人材は、“making an impact that matters”を自らの使命としています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を含みます。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。